

兵ト発第 38 号

公告第 515 号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の調整保険料率を 1000 分の 1.29 から 1000 分の 1.05 に
変更し、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

変更前

区分		一般保険料率	調整保険料率	合計
負担割合	事業主	49.120/1,000	0.690/1,000	49.810/1,000
	被保険者	44.590/1,000	0.600/1,000	45.190/1,000
	合計	93.710/1,000	1.290/1,000	95.000/1,000
実施年月日		平成 28 年 3 月 1 日		

変更後

区分		一般保険料率	調整保険料率	合計
負担割合	事業主	49.260/1,000	0.550/1,000	49.810/1,000
	被保険者	44.690/1,000	0.500/1,000	45.190/1,000
	合計	93.950/1,000	1.050/1,000	95.000/1,000
実施年月日		平成 29 年 3 月 1 日		

平成 29 年 2 月 22 日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

理事長 瀧川博司